

質問に対する回答書③

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1		本工事において、建設機械等損料算定表は令和5年度版と令和6年度版のどちらを適用しているかご教示願います。	令和5年度版の適用を想定しています。
2	金抜設計書 B-1、B-2頁 「8-(1)コンクリート」	コンクリート単価については、令和6年度 関東支社管内 土木工事設計材料単価表【令和6年4月版】に掲載されている「東埼玉道路 草加八潮JCT～蒲生柿木川戸線IC」を採用していると考えて宜しいでしょうか。採用していない場合は、単価を公表願います。	参考積算条件書にて公表いたします。
3	金抜設計書 B-1頁 「番号10 8-(1)コンクリート B1-3」	コンクリート B1-3について、施工規模は下記のいずれでお考えでしょうか。 ①PA-A P6、PA-A P7、PA-C P2 橋脚の合計 ②PA-A P6、PA-A P7、PA-C P2 橋脚それぞれの施工数量	施工規模はPA-A P6、PA-A P7、PA-C P2 橋脚それぞれの施工数量を想定しています。
4	金抜設計書 B-1頁 「番号11 8-(1)コンクリートB1-3 (J)」	コンクリート B1-3(J)について、施工規模は下記のいずれでお考えでしょうか。 ①PA4、PA3、PB13、PB14、PC3、PC2、PD6、PD7 橋脚の合計 ②PA4、PA3、PB13、PB14、PC3、PC2、PD6、PD7 橋脚それぞれの施工数量	施工規模はPA4、PA3、PB13、PB14、PC3、PC2、PD6、PD7 橋脚それぞれの施工数量を想定しています。
5	金抜設計書 B-2頁 「8-(3)鉄筋」	鉄筋A(E)、鉄筋A(E)(J)、鉄筋C(E)(J)エポキシ樹脂被覆鉄筋について、加工工場から現場への運搬費は計上されていると考えて宜しいでしょうか。運搬費を計上していない場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	加工工場から現場への運搬費を含むものとお考えください。
6	金抜設計書 B-2頁 「8-(3)鉄筋」	鉄筋A(E)、鉄筋A(E)(J)、鉄筋C(E)(J)エポキシ樹脂被覆鉄筋について、単価の策定方法は下記のいずれでしょうか。 ①特別調査 ②見積 ③物価資料(令和6年4月)+運搬費 ④物価資料(令和6年4月)(材料費のみ)	物価資料(令和6年4月)+運搬費と想定しています。

7	金抜設計書 B-3頁 「番号31 10-(5) 鋼構造物の架設 PA-Aランプの架設」	鋼構造物の架設 PA-Aランプ橋の架設 に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
8	金抜設計書 B-3頁 「番号32 10-(5) 鋼構造物の架設 PA-Bランプの架設」	鋼構造物の架設 PA-Bランプ橋の架設 に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
9	金抜設計書 B-3頁 「番号33 10-(5) 鋼構造物の架設 PA-Cランプの架設」	鋼構造物の架設 PA-Cランプ橋の架設 に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
10	金抜設計書 B-3頁 「番号34 10-(5) 鋼構造物の架設 PA-Dランプの架設」	鋼構造物の架設 PA-Dランプ橋の架設 に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
11	金抜設計書 B-3頁 「番号35 10-(5) 鋼構造物の架設 接続Aランプ橋の架設(J)」	鋼構造物の架設 接続Aランプ橋の架設(J) に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
12	金抜設計書 B-3頁 「番号36 10-(5) 鋼構造物の架設 接続Bランプ橋の架設(J)」	鋼構造物の架設 接続Bランプ橋の架設(J) に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。

13	金抜設計書 B-4頁 「番号37 10-(5) 鋼構造物の架設 接続Cランプ橋の架設(J)」	鋼構造物の架設 接続Cランプ橋の架設(J) に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
14	金抜設計書 B-4頁 「番号38 10-(5) 鋼構造物の架設 接続Dランプ橋の架設(J)」	鋼構造物の架設 接続Dランプ橋の架設(J) に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
15	金抜設計書 B-4頁 「番号39 10-(5) 鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設」	鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設 に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。 ベント設備については「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」の適用を想定しています。
16	金抜設計書 B-4頁 「番号40 10-(5) 鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設(J)」	鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設(J) に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。 ベント設備については「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」の適用を想定しています。
17	金抜設計書 B-4頁 「番号41 10-(5) 鋼構造物の架設 アンカーフレームの架設」	鋼構造物の架設 アンカーフレームの架設 に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。
18	金抜設計書 B-4頁 「番号41 10-(5) 鋼構造物の架設 アンカーフレームの架設(J)」	鋼構造物の架設 アンカーフレームの架設(J) に適用されている積算基準は「土木工事積算基準 令和5年度版」と「橋梁架設工事の積算 令和5年度版」のどちらでお考えでしょうか。	「土木工事積算基準 令和5年度版」の適用を想定しています。

19	特記仕様書P25 22-6-4 鋼構造物の架設 及び 架設計画図	特記仕様書P25 22-6-4 鋼構造物の架設 及び架設計画図から、接続Aランプ橋・接続Bランプ橋・接続Cランプ橋・接続Dランプ橋と第Ⅱ期迂回路交差部及び取付道路交差部の架設は夜間と示されておりますが、金抜設計書 鋼構造物の架設 には夜間作業である事が明示されておられません。積算上はすべて昼間作業と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書22-6-4及び架設計画図に記載のとおりです。
20	金抜設計書 B-4頁 「番号41 10-(5) 鋼構造物の架設 鋼橋の現場溶接工」	鋼構造物の架設 鋼橋の現場溶接工 において、PA-Aランプ橋、PA-Bランプ橋、PA-Dランプ橋は、それぞれ1箱桁区間は併用継手、2箱桁区間は全断面溶接と読み取れますが、数量の算出方法は下記のいずれでしょうか。 ①1箱桁区間・2箱桁区間の合算 ②1箱桁区間・2箱桁区間で分けて算出 ②である場合は、数量を公表願います。	1箱桁区間・2箱桁区間でそれぞれ算出し合算した数量でお考えください。
21	金抜設計書 B-4頁 「番号39 10-(5) 鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設」 「番号40 10-(5) 鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設(J)」	鋼製橋脚の架設におけるグラウト材は、無収縮剤と膨張材のどちらでお考えでしょうか。また、採用単価は下記のいずれでお考えでしょうか。 ①物価資料(令和6年4月) ②特別調査 ③見積 ④令和6年度 関東支社管内 土木工事設計材料単価表【令和6年4月版】	無収縮材の採用を想定しています。また、採用単価は土木工事等単価ファイル 令和6年4月の適用を想定しています。
22	金抜設計書 B-5 ~B-7頁 「11-(1) 支承」	PA-A P6支承について、設置高さは下記のいずれでお考えでしょうか？ ①10m以下 ②10m超30m以下	全体一般図及び支承配置図よりお考えください。
23	金抜設計書 B-5 ~B-7頁 「11-(1) 支承」	PA-C PC1支承について、設置高さは下記のいずれでお考えでしょうか？ ①10m以下 ②10m超30m以下	全体一般図及び支承配置図よりお考えください。
24	金抜設計書 B-5 ~B-7頁 「11-(1) 支承」	接続C PC-1支承について、設置高さは下記のいずれでお考えでしょうか？ ①10m以下 ②10m超30m以下	全体一般図及び支承配置図よりお考えください。

25	金抜設計書 B-5 ~B-7頁 「11-(1) 支承」	接続C PC-1支承について、設置高さは下記のいずれでお考えでしょうか？ ①10m以下 ②10m超30m以下	全体一般図及び支承配置図よりお考えください。
26	金抜設計書 B-8、B-9頁 「特-(2)合成床版工」	本件における合成床版製品費は、共通仮設費(率)と現場管理費(率)の対象と考えて宜しいでしょうか。	共通仮設費(率)と現場管理費(率)の対象と想定しています。
27	金抜設計書 B-8、B-9頁 「特-(2)合成床版工」	図面に記載されている合成床版シール材の延長は、ロスが含まれていると考えて宜しいでしょうか。別途ロス率を考慮する場合は、ロスを含んだ数量を明示願います。	図面に記載している合成床版シール材の延長はロスを含んでいません。貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上ください。
28		間接費率計算の対象について、共通仮設費(率)、現場管理費(率)、一般管理費(率)の対象金額から控除する項目があれば、ご教示願います。 または、管理費区分表を公表願います。	土木工事積算基準に基づく諸経費の算出を想定しております。 個々の項目における諸経費算出上の取り扱いについては提示いたしません。
29	金抜設計書 B-11頁 「番号130 10-(2) 鋼構造物の製作 製作材料費 形鋼(A)」 「番号131 10-(2) 鋼構造物の製作 製作材料費 形鋼(A)(J)」	中間横桁部材に使用するH形鋼につきまして、下記のいずれの単価を適用しておられますか。 (1)月積み販売価格 橋梁用外法H形鋼 (2)月積み販売価格 橋梁用H形鋼 (3)市中価格 <該当規格> H-900×300×16×28 H-800×300×14×26 H-700×300×13×24 H-588×300×12×20	市中価格の適用を想定しています。
30	金抜設計書 B-13頁 「番号144 10-(2) 鋼構造物の製作 中間横桁部材の製作」 「番号145 10-(2) 鋼構造物の製作 中間横桁部材の製作(J)」	中間横桁部材の製作費は、土木工事積算基準書記載の歩掛のうち下記のいずれを適用しておられますか。 該当の無い場合は適用すべき歩掛をご教示願います。 (1)大型部材の製作 (2)小型部材の製作 (3)横構部材の製作	横桁部材の製作の適用を想定しています。

31	<p>金抜設計書 B-13頁 「番号144 10-(2) 鋼構造物の製作 中間横桁部材の製作」 「番号145 10-(2) 鋼構造物の製作 中間横桁部材の製作(J)」</p>	<p>中間横桁部材の製作費につきまして、橋体製作精度確認工の費用は計上しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>土木工事積算基準 第15編 鋼橋工に準じ、橋体制作制度確認工の費用は「大型部材の製作」における計上を想定しています。</p>
32	<p>金抜設計書 B-11 ~ B-13頁 「10-(2) 鋼構造物の製作」</p>	<p>PC-Cランプ橋の製作費につきまして、特記仕様書22-6鋼構造物工の「曲線桁の対象」に[無]の記載がございます。また、図面の平面線形は終点PC1側がR=400mとなっております。製作費算出における補正は「斜角による補正」と「曲線による補正」のいずれを適用すべきでしょうか。</p>	<p>土木工事積算基準 第15編 鋼橋工に準じ、斜角と曲線の補正は重加算は行わず、いずれか大きい補正率の適用を想定しています。</p>
33	<p>金抜設計書 B-11 ~ B-13頁 「10-(2) 鋼構造物の製作」</p>	<p>PA-Aランプ橋、Bランプ橋、Dランプ橋は、一部の径間が鋼1室箱桁となっておりますが、製作費は「細幅箱桁」の歩掛にて算出するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>当該径間の歩掛は「箱桁」の適用を想定しています。</p>
34	<p>金抜設計書 B-13頁 「番号148 10-(2) 鋼構造物の製作 アンカーフレームの製作」 「番号149 10-(2) 鋼構造物の製作 アンカーフレーム(J)」</p>	<p>PA-A P6橋脚、PA-A P7橋脚、PA-4橋脚のアンカーフレームは、左右の2基製作であることから、製作費算出時の補正「同種桁多連の工数補正(2連)」を適用するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおり想定しています。</p>
35	<p>金抜設計書 B-13頁 「番号150 10-(2) 鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C-5」 「番号151 10-(2) 鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C-5(J)」</p>	<p>鋼構造物の塗装 C-5・C-5(J)につきまして、接触面に塗装を行う事を前提として設計した橋梁であるとし「摩擦接合面」の塗装費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおり想定しています。</p>
36	<p>金抜設計書 B-13頁 「番号150 10-(2) 鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C-5」 「番号151 10-(2) 鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C-5(J)」</p>	<p>鋼構造物の塗装 C-5・C-5(J)につきまして、コンクリート接触面の塗装費用は計上しないものと考えてよろしいでしょうか。計上の場合は適用歩掛をご教示願います。</p>	<p>そのとおり想定しています。</p>

37	<p>金抜設計書 B-13頁 「番号150 10-(2) 鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C-5」 「番号151 10-(2) 鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C-5(J)」</p>	<p>鋼構造物の塗装 C-5・C-5(J)につきまして、補修塗装(タッチアップ)は「PC床版の場合」を適用するものと考えてよろしいでしょうか</p>	<p>そのとおり想定しています。</p>
38	<p>金抜設計書 B-13頁 「番号154 10-(2) 鋼構造物の防錆 伸縮装置A」 「番号155 10-(2) 鋼構造物の防錆 伸縮装置A(J)」</p>	<p>伸縮装置A・A(J)の間接工事費率は、土木工事積算基準書 鋼橋工(4)間接工事費に記載の率を元に算出しておられますか。(間接労務費率:40.8%、工場管理費率:33.5%) もしくは、別途の数値を設けておられますか。</p>	<p>土木工事積算基準書 鋼橋工(4)間接工事費に記載の率以外の率の適用を想定しています。</p>
39	<p>金抜設計書 B-14頁 「10-(8) 落橋防止構造B」</p>	<p>落橋防止構造Bにつきまして、鋼製ブラケットの製作輸送費は、土木工事積算基準書 31章に記載の「縁端拡幅工Mの製作費-鋼上部工工事用」を適用するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用歩掛をご教示願います。</p>	<p>そのとおり想定しています。</p>
40	<p>金抜設計書 B-15頁 「番号168 10-(2) 横変位拘束構造A 」 「番号169 10-(2) 横変位拘束構造A (J)」</p>	<p>横変位拘束構造Aにつきまして、鋼製ブラケットの製作輸送費は、土木工事積算基準書 31章に記載の「縁端拡幅工Mの製作費-鋼上部工工事用」を適用するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用歩掛をご教示願います。</p>	<p>そのとおり想定しています。</p>
41		<p>当該案件に適用する公共工事設計労務単価及び、鋼橋職工単価につきまして、入札時(入札書提出期限日)における市場価格である、「令和6年3月から適用する単価」を適用するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格と想定しています。</p>